

浄化槽設置事業 のご案内

浄化槽市町村整備推進事業 (市町村設置型)

事業内容

浄化槽の設置から維持管理までを町が事業主体となつて行う「町設置型」の浄化槽事業です。

事業の対象地区

この事業は、農業集落排水の処理区域と町下水道化構想において農業集落排水処理の計画区域を除く地域が対象となります。以下の地区は**対象外**となります。詳細はお問い合わせください。

〔北川、奈良、西仲、東仲、内深田、出目(新田)、興野々、小倉、小西野々、生田、清水、畔屋、小松、下大野、広見、上鍵山、下鍵山、上大野、父野川下(川口)〕

事業の対象住宅

この事業は、専用住宅、併用住宅、集会所が対象となります。

なお、併用住宅については10人槽までが対象です。

賃貸を目的とした住宅は対象外となります。

※この場合の併用住宅とは居住と店舗等を併用した住宅で、居住部分の延床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める建築物であつて、居住部分以外に該当する人槽区分が、居住部分に該当する人槽区分に満たない住宅です。

施工及び管理の区分

浄化槽本体を町で設置します。それ以外の排水設備と放流管は使用者に施工していただきます。維持管理も同様の区分です。

